議案第120号

損害賠償の額を定めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第13号の規定により、下記のとおり損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求める。

記

1 損害賠償の相手方

住所 安曇野市

氏名

2 事故の概要

令和3年5月21日、安曇野市穂高の県道を公用車が走行中、信号の確認を怠り、赤信号のところを交差点内に進入し、国道を直進していた相手方車両に衝突したことによる人身事故。

3 損害賠償の額

本件事故の原因は当市運転者の不注意であり、安曇野市の過失を100%とする。 よって、安曇野市は本件事故の相手方に対し、損害の解決金として1,488,246 円を賠償するものとする。

なお、本件事故に関し、安曇野市及び相手方との間には、損害賠償金以外に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

令和3年12月20日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第121号

副市長の選任について

下記の者を安曇野市副市長に選任したいから、地方自治法(昭和22年法律第67号)第 162条の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 安曇野市穂高柏原

氏 名 中山 栄樹

令和3年12月20日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第122号

安曇野市等公平委員会委員の選任について

下記の者を安曇野市等公平委員会委員に選任したいから、地方公務員法(昭和25年 法律第261号)第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求める。

記

住氏	所 名	安曇野市穂高北穂高 和田 博
住氏	所 名	安曇野市豊科南穂高 宮井 麻由子
住氏	所 名	安曇野市豊科

令和3年12月20日 提出

安曇野市長 太田 寛